

〔受入れ体制の整備のポイント〕

- 「帰国・外国人児童生徒教育の手引き」の作成と活用
- 学校生活への適応及び日本語指導の充実に向けた環境整備

1 外国人児童生徒等の就学に向けた説明会の実施

- ・外国人児童生徒等が日本の学校生活に適応できるよう、教育委員会が、受入れの際の留意事項や日本語指導の進め方などを示した「帰国・外国人児童生徒等の手引き」を作成しています。
- ・教育委員会は、学校と連携し、当該児童生徒の就学前に、日本語能力や宗教上の配慮等、個人情報の確認に加え、日本の学校生活が理解できるように年間行事や一日の流れ、購入品、学校納入金等について、保護者に説明する機会を設けています。
- ・説明内容を保護者に正しく伝えることができるよう、通訳できる方の同席の依頼や翻訳機・翻訳用アプリ等の準備など、保護者支援に対応できる環境を整えています。

個人カード	
1	本人・保護者のフルネームと呼称、生年月日、住所、電話番号（緊急連絡先） （アイデンティティの確立から正確な名前や発音は重要）
2	これまで受けてきた教育について、好きな教科、得意なこと
3	日本語の会話の力
4	健康状態（持病や食物アレルギーなどの確認）
5	将来の進路希望
6	宗教上食べない食品（イスラム圏などの食事）
7	体育への参加（肌をみせられないなどの習俗から服装や着替えをどうするか）
8	通訳者として協力できる人
9	その他：保護者の教育に対する考え方、宗教上の禁忌（タブー）

【説明会における確認事項】



【日本語指導教室】

2 外国人児童生徒の学校生活への適応に向けた環境整備

- ・児童生徒に対する日本語学習や教科学習等の取り出し指導の実施場所として、空き教室を活用し、学習環境を整えています。
- ・初期指導の際には、日本語に対する興味・関心を高めることができるよう、イラストや写真付きのカード等を効果的に活用した教材を作成し、児童生徒の実態に応じて活用しています。
- ・教室の掲示を当該児童生徒の母語で示すなど、母語に触れる機会を増やすことで、当該児童生徒が居場所を感じながら、安心して学べる環境を整えています。



【日本語指導に係る教材】

〔ICTを活用した指導のポイント〕

- 携帯型通訳デバイスの活用による学習活動の支援や保護者対応

1 児童の日本語能力を高める学習支援

- ・日本語指導が必要な児童が、教師の日本語による説明を正しく理解し、学習活動に取り組むことができるよう、携帯型通訳デバイスを活用しています。
- ・話し合い学習の場面において、本デバイスを活用し、自分が伝えたいことを日本語に変換して相手に伝えたり、相手が伝えたいことを母語に変換したりすることで、意思の疎通がスムーズになり、児童は学習活動に意欲的に参加しています。
- ・初期指導の段階で本デバイスの活用と並行して適切な日本語指導を行うことで、徐々に本デバイスを介さずに、他の児童と円滑にコミュニケーションを図ることができています。



【携帯型通訳デバイスの活用の様子】

2 保護者との円滑なコミュニケーション

- ・携帯型通訳デバイスを活用することで、学校は、児童の学校生活や学習の様子、連絡事項、日本の生活様式や文化などを保護者に伝えることができています。また、保護者が学校に伝えたい内容を的確に把握することもできています。